

新潟市の制度です

令和7年度版

新潟港を利用した コンテナ貨物輸出に向けた支援制度のご案内

新潟市では、新潟港を利用してコンテナ貨物の輸出を行う荷主に対し、補助制度を設けています。是非ご利用ください。

1. 補助対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

2. 補助対象者及び補助金額

①新潟港新規利用

【対象者】 新潟港を利用したコンテナ貨物の輸出について、補助対象期間の前3か年度新潟港の輸出実績が無く、補助対象期間中に新潟港から輸出した荷主

【補助金額】 1TEU当たり1万円（1事業者当たり上限50万円）

＜例＞令和3年度以前に新潟港を利用して輸出して以来の利用。

令和7年度は40フィートコンテナ3本輸出予定。

⇒40フィートコンテナは2TEU換算してカウントするため、 $3 \times 2\text{TEU} = 6\text{TEU}$ となり、補助金額は6万円。

②新潟港利用増加

【対象者】 新潟港を利用したコンテナ貨物の輸出について、補助対象期間の前3か年度のうち利用実績が最も多い年度に比べ10TEU以上増加させた荷主

【補助金額】 増加分1TEU当たり1万円（1事業者の上限額は50万円）

＜例＞新潟港を利用した過去の輸出実績は令和4年度 20TEU、令和5年度 15TEU、令和6年度18TEU。令和7年度は32TEU輸出予定。

⇒前3か年度の最高実績は令和3年度の20TEUのため、 $32\text{TEU} - 20\text{TEU} = 12\text{TEU}$ の増加となり、補助金額は12万円。

3. 留意点

- 新潟市の予算の範囲内での補助となります。
- 新潟港から輸出する貨物について、同一年度内において、新潟県の輸出補助金と重複して受給することはできません。
- 申請対象のコンテナ貨物を輸出する経費を超える補助金の支給はできません。
当補助金はコンテナ輸出に要する経費の一部を補助するものです。

4. お問い合わせ先

新潟市都市政策部 港湾空港課 TEL:025-226-2739

FAX:025-229-5150

E-mail:kowankuko@city.niigata.lg.jp

みなとまち。みらいまち。新潟市

